毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大

分 県

編集

佐伯印刷株 (定価 箇年 三万八千八百八十円

兀

目

次

人事委員会規則

成二十 九 年

月 四 五

日

曜

Н 土

の項中「及び中津教育事務所の」を削り、 事」を「改革企画班主幹」に、 予算班課長補佐」の下に「、学校安全・安心支援課安全・安心企画班課長補佐」を加え、 長」の下に「(第一順位者である次長に限る。)」を加え、同部の工科短期大学校の項中 である参事・課長補佐・主幹に限る。)」に改め、 プラザの項中「次長」を「参事・課長補佐・主幹(人事、給与又は服務に関与する班の総括 課管理予算班主幹」を「人権・同和教育課管理予算班課長補佐」に改め、同部の教育事務所 「理事、教育次長」に、 「高校教育課管理予算班課長補佐」を「高校教育課管理予算班主幹」に、 「副校長」を「校長、副校長」に改め、同表の教育委員会の部の本庁の項中 「安全対策・管理監」を「健康対策・管理監」に、 「法務班課長補佐」を「法務班参事」に改め、 同部中 同部の産業科学技術センターの項中「次 「人権・同和教育 「改革企画班参 「教育次長」を 「福利課管理

先哲史料館	社会教育総合センター	歴史博物館	教育センター	図書館	埋蔵文化財センター
館長	センター長、総務管理課長、所長	館長、総務課長	所長、副所長	副館長(第一順位者である副館長に限る。)	所長、管理予算班主幹
		を	Ė		

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規

		利臣・三名 ラグリ言 4 日 多一 一寺 / 一多一 子 り 写る 7 多一 川 作 石 (山) この音 い
Total data		(召和四十三年大分県川合甲第十一号) 第十条第一頁ご定める第一頁立旨(以下この邪こ台)
所長、事業課長	香々地青少年の家	いう。)である次長に限る。)」を加え、同部の東京事務所の項中「大分県事務決裁規程
Z		訓令甲第十一号)第十条第一項に定める第一順位者(以下この部において「第一順位者」と
・	図書館	に改め、同部の振興局の項中「次長」の下に「(大分県事務決裁規程(昭和四十三年大分県
		に関する事務を担当する企業立地推進認参事に限る。) 雇用労働政策調雇用労働政策監」
る。 ・	100	
所長 副所長(第一順位者である副所長に限	教育センター	務に関する事務を担当する情報政策課参事に限る。)、企業立地推進課参事(人事又は服務
		を力え 情幸 近
	7	「青限女気果青限女気気、白色と山生生果今耳」と「青限女気果今耳」(しまくよ

に改める。

平成二十九年四月一日

いて「第一順位者」という。)」を「第一順位者」に改め、同部の消費生活・男女共同参画

次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「統計調査課参事」の下に「、観光・地域振興課参事」

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号)の一部を

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県人事委員会規則第七号

平成二十九年四月一日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

〇人事委員会規則

大分県報号外 (人事委規則

Λ	
分県報号外	
(人事委規則)	

埋蔵文化財センター 歴史博物館 九重青少年の家 先哲史料館 所長、 所長、総務課長 館長 館長、 事業課長 総務課長 のように改正する。 Ļ 第十四条第二号イ中「芸術文化スポーツ局、」を削り、同号ロ中「地方機関の長」の下に 職員の退職管理に関する規則(平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号) (4)を削り、(3)を(5)とし、(2)を削り、 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 大分県立香々地青少年の家 所長 (1)を(2)とし、 (2)の次に次のように加える。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

の 一 部を改正する規則をここに公布する。 平成二十九年四月一日

人分県人事委員会委員長 石

> 井 久

子

大分県人事委員会規則第八号

定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を

(昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。 大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

別表の日出町の部の出先機関の款の小学校の項中「教頭」の下に「、学校支援センター所

局の項中「、室長」を削る。 本庁の款の町長部局の項中「会計管理者」の下に「、参事」を加え、同款の教育委員会事務 長」を加え、同款の中学校の項中「、学校支援センター所長」を削り、同表の玖珠町の部の

この規則は、

平成二十九年四月一日

大分県人事委員会規則第九号 大分県人事委員会委員長

公布の日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石 井 久

子

の一部を次

により保健所に置かれる地域福祉室の室長を含む。) 」を加え、同条第三号へ中5を6と 「(大分県地方行政機関設置条例(昭和三十年大分県条例第四十三号)第三条第二項の規定

- 大分県立九重青少年の家 所長
- 第十四条第三号へに①として次のように加える。
- 大分県教育センター 所長
- 第十四条第三号へに次のように加える。
- 大分県立埋蔵文化財センター 所長

この規則は、公布の日から施行する。